

## 建設産業外国人材育成事業に関する連携協定書（案）

福井県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が実施する「建設産業外国人材育成事業」（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「外国人材」とは、以下のア～エのいずれかに該当する者をいう。
  - ア 在留資格「技能実習1号」を有する（認定を受ける見込みがあることを含む）者
  - イ 大学または専門学校等を卒業（卒業見込みを含む）し、一定水準以上の専門的知識・能力を有する者であって、在留資格「技術・人文・国際業務」を有する（認定を受ける見込みがあることを含む）者
  - ウ 一定の専門性・技能を有する者であって、在留資格「特定技能」を有する（認定を受ける見込みのあることを含む）者
  - エ 在留資格「留学」を有する（認定を受ける見込みのあることを含む）者
- (2) 「県内建設事業者」とは、福井県内に事業所を置く建設事業者をいう。
- (3) 「事業参加受入事業者」とは、県内建設事業者であって、本事業により外国人材の受入れを行う事業者をいう。

### （目的）

第2条 本協定は、県内建設事業者における外国人材の需要増加や今後の経済情勢の変化等により外国人材の確保が難しくなることから、〇〇〇〇国において外国人材を募集、養成し、当該人材を県内建設業者に送り出すことを目的とする。

### （実施主体等）

第3条 この事業の実施主体は甲とし、事業の運営は別途委託するものとする。

### （連携協力事項）

第4条 甲および乙は、第2条の目的を達成するために、次の各号に定める事項について相互に連携・協力して実施する。

- (1) 福井県の地域性、建設現場でのルールや建設用語等を事前に教育する「福井クラス」を設置し、〇〇〇〇国における外国人材の養成に関すること。
  - (2) 本事業の県内建設事業者への広報および事業参加受入事業者の募集に関すること。
  - (3) 県内建設事業者の外国人材の採用需要に対応する人材の〇〇〇〇国における募集等に関すること。
  - (4) 事業参加受入事業者への外国人材の紹介等に関すること。
- 2 前項各号に規定する連携協力事項に係る具体的な内容・範囲および本協定の運用に必要なその他の事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 3 「福井クラス」に係る業務については、甲、乙および甲から本事業の運営委託を受けた者が協議の上、別途契約を締結する。

### （費用）

第5条 前条第1項第1号に係る費用については、甲から本事業の運営委託を受けた者が乙へ直接支払うものとする。

- 2 前条第1項第3号および第4号に係る費用については、事業参加受入事業者から乙へ直接支払うものとし、甲は関与しないものとする。
- 3 その他、外国人材の本邦への渡航に係る費用など第1項および第2項以外の費用については、本事業の対象としないものとする。

#### (協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和8年3月31日までの間とする。

2 前項の期間が満了する日の2か月前から1か月前の間に、甲または乙のいずれかより契約の更新を拒絶する旨の書面による申入れが行われなかった場合、本協定は従前と同一の条件で、さらに1年間更新されるものとする。

#### (協定締結の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは本協定を解除することができる。また、本協定の終了または解除に伴い乙が被った損失については、甲は損害賠償を行わないものとする。

- (1) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第18条第1項に規定される有料職業紹介事業の許可を取消されたとき。
- (2) 正当な理由なく本協定の規定に違反したとき。
- (3) 本協定を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (4) 本協定を履行する意思がないと認められるとき。
- (5) 本協定の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (6) 本協定の解除を申し出たとき。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていると認められるとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

#### (遵守事項)

第8条 乙は、本協定の履行にあたり、次の各号の内容について遵守しなければならない。

- (1) 本協定は、甲が県内建設事業者の外国人材確保を支援するために締結するものであり、乙、乙の関係会社および外注先に対して与信や身分を与えるものではない。
- (2) 本協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継せしめ、もしくは担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本協定の履行につき、甲に対して一切の費用、対価などを請求してはならない。また、乙の関係会社および外注先についても同様に、甲に対して一切の費用、対価などを請求させてはならない。
- (4) 本協定の履行について、最善の方法によって合理的かつ実務的に誠意を持って実施しなければならない。
- (5) 本協定を履行するため収集・取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年号外法律第57号）（以下、「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定される個人情報をいう。）について、個人情報保護法のほか、甲と乙がそれぞれ定める個人情報保護に関する条例・規則等に基づき適切に取り扱うものとする。

(不可抗力)

第9条 不可抗力により本協定を履行できなかった場合は、甲乙ともに責任を負わない。なお、本条で不可抗力とは次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 乙が、本協定締結後に発生した火災、天災、戦争、暴動、騒乱および労働争議等により本協定の履行ができなくなった場合
- (2) 甲が火災、天災、戦争、暴動、騒乱および労働争議等により本協定の一時的な中断が必要と判断した場合
- (3) その他、運用上または組織改変などで、甲が本協定の一時的な中断が必要と判断した場合

2 乙が前項により本協定を履行できなくなった場合は、甲および事業参加受入事業者に対して、不可抗力の性質と範囲について不可抗力の事象が発生してから10営業日以内に口頭または書面、電子メールによって報告しなければならない。

(免責事項)

第10条 乙が本協定に基づき〇〇〇〇国において募集・養成する外国人材の採否については、事業参加受入事業者が判断するものとし、その判断の結果、いかなる損害が発生しても、甲はその責任を一切負わない。

2 事業参加受入事業者の費用不払い等によって、乙にいかなる損害が発生しても、甲はその責任を一切負わない。

(疑義の協議)

第11条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第12条 本協定について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県知事 杉本 達治

乙